八　［略］

九　更生緊急保護の措置に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

［十～十四　略］

十五　更生保護に必要な社会資源の開拓及び活用に関すること（民間活動支援専門官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十六　［略］

２　［略］

（社会復帰対策官の職務）

第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第七号、第九号及び第十五号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

（統括保護観察官）

第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百六十四人以内を置く。

［２・３　略］

（統括社会復帰調整官）

第九条　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官三十六人以内を置く。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条　地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方更生保護委員会事務局に置く課等）	（地方更生保護委員会事務局に置く課等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
２　前項に掲げる課のほか、関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人、調整指導官二人、指導監査官一人及び首席審査官一人を、中部地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官二人及び指導監査官一人を、九州地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官一人及び指導監査官一人を、その他の地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官一人を置く。	２　前項に掲げる課のほか、関東地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官二人及び首席審査官一人を、中部地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官二人を、その他の地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官一人を置く。
（総務課の所掌事務）	（総務課の所掌事務）
第三条　総務課は、次に掲げる事務（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局においては、第五号及び第六号に掲げるものを、中部地方更生保護委員会事務局及び九州地方更生保護委員会事務局においては第六号に掲げるものをそれぞれ除く。）をつかさどる。	**第三条**　総務課は、次に掲げる事務（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局においては、第五号に掲げるものを除く。）をつかさどる。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　人事に関すること（指導監査官の所掌に属するものを除く。）。	四　人事に関すること。
五　［略］	五　［同上］
［八～十四　略］	［八～十四　同上］
十五　更生保護に必要な社会資源の開拓及び活用に関すること（民間活動支援専門官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。	十五　更生保護に必要な社会資源の開拓及び活用に関すること（民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）。
十六　［略］	十六　［同上］
２　［略］	２　［同上］
（社会復帰対策官の職務）	［条を加える。］
第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第七号、第九号及び第十五号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。	
（統括保護観察官）	（統括保護観察官）
第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百六十四人以内を置く。	**第八条**　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百七十四人以内を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
（統括社会復帰調整官）	（統括社会復帰調整官）
第九条　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官三十六人以内を置く。	**第九条**　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官三十三人以内を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］